

秘密法は廃止に！ 共謀罪も廃止に！

秘密法と共謀罪に反対する愛知の会  
(旧 秘密保全法に反対する愛知の会)

# 極秘通信

28号 2018年4月26日発行

【Tel】 052-838-8795

【Fax】 052-838-8796

【Eメール】 no\_himitsu@yahoo.co.jp

【ブログ】 http://nohimityu.exblog.jp/

【ツイッター】 https://twitter.com/himitsu\_control

【facebook】

https://www.facebook.com/nohimityu

## 一連の文書隠しは

## 民主主義の否定だ

NPO法人情報公開市民センター

理事長 新海 聡

文書があるのに、ない、  
と言いつつ出てきた文書は、  
改ざんされていたー情報公  
開と文書管理に関する一連  
の問題を、知る権利の侵害、  
という言葉だけで批判する  
のは不十分だ。これは民主  
主義の否定そのものだ。

「ない、破棄した。」と言  
われれば、その決定は取り  
消しようがないのだ。すす  
んで、すでにあった情報に  
手を加えることは、いうま  
でもなく犯罪だ。

これまでも、政府の情報  
公開に対する姿勢の消極性  
は、秘密保護法の制定過程  
の文書の不開示に十分に現  
れていた。それが共謀罪の  
立法過程の文書となると、  
ほぼ全体が不開示だ。しか  
もこれらの不開示決定は、  
すでに法律が制定された後  
になされている。法律の制  
定過程に関する情報であれ  
ば、常識的に不開示とする

必要などないはずではない  
か。こうした不開示それ自  
体、他の民主主義国家にお  
いては異例だ。  
ところが、ある情報をな  
い、ということになると、  
さらに質が違ってくる。  
「ない、破棄した。」と言  
われれば、その決定は取り  
消しようがないのだ。すす  
んで、すでにあった情報に  
手を加えることは、いうま  
でもなく犯罪だ。

官僚が勝手に行ったのか、  
といった点に今も関心が集  
まっている。しかし、具体  
的な政治家の指示がなかつ  
たとしても、一連の情報隠  
しは、長期にわたる現政権  
の腐敗が官僚組織に浸透し  
たことよって起こったのは  
間違いない。真実を語ら  
ず、批判に対して理性では  
なく、感情的に反発する首  
相の「幼稚さ」を見れば、  
首相とその取り巻きの政治  
家が情報公開制度を敵視し  
ていることは明らかだ。そ  
うなると、官僚たちがその  
意を汲んで情報隠しに邁進  
することには容易に想像が  
つくからだ。

今回の問題を受けて再発  
防止についての様々な提案  
がなされるだろう。公文書  
管理法の改正や独立した公  
文書管理官の創設などがす  
でに提案されている。しか  
し、いまの首相の政権が統  
く限り、いかなる法制度も  
破られるだろう。再発防止



5万人が「安倍退陣」を迫った (4月14日)  
毎日新聞



証言を拒否する佐川前理財局長 (3月27日)  
「アエラ」WEB

の第一歩は首相がやめるこ  
とである。  
(了)

## 街頭・シール投票

やりました

4月4日・栄



シール投票 若い世代が応じてくれた

4月4日名古屋栄で街頭宣伝ならびに「『森友』公文書改ざん 一番の責任者は誰?」シール投票を行いました。

シールは1人2枚まで貼れるようにしたのですが、ほとんどの人は1枚のみ貼りました。

午後2時半から3時半まで1時間で145票の投票がありました。多くの人がシール投票にご協力してくれました。特に若い世代の人が積極的にシールを貼ってくれました。ありがとうございました。

シール投票の結果  
総数 145票

- ・安倍首相夫妻 91票
- ・麻生財務相 27票
- ・佐川前国税庁長官 10票
- ・籠池元理事長夫妻 13票
- ・近畿財務局職員 4票

「秘密保護法」で政府の情報隠し、「共謀罪」で市民を監視する。さらに、政府に都合の悪い情報は国家機密でなくとも改ざん・隠ぺいをしてきたことは、森友学園問題・南スーダンPKO日報問題・イラク陸上自衛隊派兵日報問題で明らかです。

このような政府を許してよいのか、主権者である私たちが問われています。

**共同行動**  
**安倍内閣は退陣！ 掲げ**  
**3・19集会&デモ**  
**若宮広場に650名**

3月19日夕刻、雨の中を続々と集まってくる。団体の幟やスローガンの書かれた幟が林立する若宮広場。18時20分に開会が宣言

される。

「安倍内閣は今すぐ退陣」の横断幕が演壇に掲げられている。次々に登壇する発言者は皆怒りに満ちている。最後に登壇した中谷共同代表は「私たちは今、怒りに燃えている。防衛省自衛隊のPKO日報の隠匿、財務省虚偽公文書作成、教育への不当介入。安倍政権による傲慢な権力犯罪を許してはならない。声を上げよう！」と檄を飛ばした。参加者は元気よく雨の中デモに出発した。



写真：共同行動ブログより



### 当面の取組み

5月10日(木)

☆ 街頭宣伝 12:00~13:00

栄メルサ(スカイル)前

☆ 世話人会 13:30~ 名古屋第一法律事務所

5月30日(水) (右のチラシ参照)

☆ 講演会 18:30~ ウィルあいち 大会議室

「国際社会から見た日本の表現の自由とメディア」

講師：藤田早苗さん

(英国・エセックス大学人権フェロー)

資料代 800円

5月19日(土) 大集会&デモ(共同行動実行委)

☆ 「安倍内閣打倒! 憲法改悪阻止!」

13:30 集会 14:30 デモ出発

光の広場(地下鉄「矢場町」駅②⑤番出口)

### 国際社会から見た日本の表現の自由とメディア



講師 藤田早苗氏

(英国・エセックス大学人権センターフェロー)

2013年秘密保護法、2017年共謀罪。日本の表現の自由・知る権利が徐々に狭められてきています。そのような動きを国連や国際社会はどのように見ているのか。いち早く秘密保護法案や共謀罪法案を英訳して国連に情報提供し、国連人権理事会特別報告者からの声明・書簡を引き出し、2016年のデビッド・ケイ氏(表現の自由に関する特別報告者)の日本調査訪問の実現に尽力した。国際人権基準の研究者である藤田早苗さんに、最新の情報をお話しいたします。

特に、国連人権理事会が日本に対して行った報道の独立性に際する勧告を2018年3月、日本政府が拒否したことを含め、近年の国連人権勧告への日本政府の対応の問題について詳しくご説明いたします。また、イギリスなどのメディアの例を見て、日本のメディアが置かれている状況を再確認します。

5月30日(水) 18時30分~  
ウィルあいち 大会議室

資料代 800円

主催：秘密法と共謀罪に反対する愛知の会

名古屋市中区栄2-601-13 緑オリーブ法律事務所  
Tel: 052-838-8795 Mail: no\_himitsu@yahoo.co.jp  
Blog: <http://nohimityu.exblog.jp> Facebook: <https://www.facebook.com/nohimityu>

せられ、国民相互の監視が奨励される。監視されるべきは政府・官庁の隠蔽体質である。

### 分断社会と監視社会

敵味方刑法の考えは、国家と家対市民でなく、国家と「善良」な市民対敵対する市民の抗争。こうした事態

は世界から強い危機感を抱かれ、警告を受けているが、日本政府は無視している。今、国民の意欲と能力が試されている。

閉会の締めで中谷代表は「教えられること多く、歴史を振り返り、私たちは武器（憲法）有る今こそ闘おう」と結んだ。

## 「父・新村猛と治安維持法」

お話 原夏子さん

〈報告〉会員・岩田朝子

標記タイトルで、原夏子さんにお話をいただきました。

反ファシズムの活動を知った。

3年前、亡き父の書庫から「治安維持法違反・被告人・新村猛」と表書きした二冊の分厚い予審調書を発見した。父の受難は一体何だったのかと父の書き遺した文書や予審調書を読んだ。

父・猛は満州事変で衝撃を受けて、思想の根底をゆさぶられ反戦の願望を抱く。

猛の父・新村出のヨーロッパみやげの雑誌でロマン・ローランの文に感動し反戦・



ン人民戦線の勝利だった。

すでに非合法化されていた共産党との接点はなく、自発的な文化活動だった。

しかし一九三七年、父は自宅で突然警官に寝込みを襲われ警察署へ連行される。

取り調べはコミンテルンの指令を共産党に伝えるため帰国潜入した小林陽之助についてであった。父は小林とは全く面識がなく、当局にとつて何の情報にもならなかった。

警察の共産主義と認め、転向しろとの精神的拷問に抵抗し続けたが、早く帰宅する方が賢明と判断し、罪を認める手記を書く。裁判では全て否認したが無理に書かされた手記にもとづき、転向が明らかとして、懲役3年、執行猶予5年の判決が下り解放された。拘留期間1年10ヶ月、公民権停止、保護観察下の生活が敗戦まで続いた。

何という理不尽でしょうか。治安維持法の怖さが身に沁みました。



## 6周年総会の報告

事務局次長・中川匡亮

当会は4月8日、ウイールあいち大会議室にて、6周年総会を開催しました。

2017年度の活動報告として、当会と、安倍内閣の暴走を止めよう共同行動実行委員会及び日本国民救援会愛知県本部の3団体で結成された「『共謀罪』阻止緊急行動・あいち」による緊急街頭宣伝、集会、デモ等の活動。当会による街

宣活動、共謀罪・秘密保護法による監視国家化を中心的テーマとする連続学習会や講演会、極秘通信の発行などの活動を報告しました。

続いて、同年度の決算報告がされ、今総会をもって次年度への繰越金がほとんど0になるため、会費やカンパを呼びかけました。

その後、これまでの活動路線を継続していく、会の拡充に力を入れていく旨の2018年度活動方針を提案しました。

当会の申し合わせ事項に

ついて、共謀罪が成立してしまったことを受け、当会の目的を、「秘密保護法と共謀罪の廃止及び実質的に発動させない」に変更しました。

役員については、共同代表に中谷雄二、本秀紀、事務局次長・濱島将周、事務局次長・中川匡亮が留任しました。

役員および事務局の「新陳代謝」を進め、会の活性化が必要であるとの認識も提起しました。

これらについては、いざ今後も、監視国家化を防止するために、声を上げ続ける活動を進めて行きます。

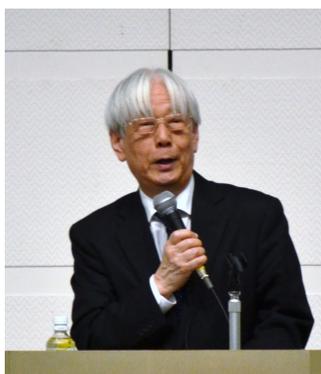


事務局次長濱島将周を提案する議長

## 6周年総会と記念講演会

# 200余名の参加で盛大に開催

2018年4月8日、当会は6周年総会を開催し、「活動を継続し会の拡充を図る」活動方針などを確認しました。記念講演は内田博文先生をお招きし『治安維持法と共謀罪』をテーマに具体的なお話をいただきました。「父・新村猛と治安維持法」と題して原夏子さんがお話ししてくれました。



内田さんの講演は昨年の学習会に続き二度目ですが、その後の情勢を踏まえたお話は、ん！そうなのか、と納得。  
開会にあたっての本代表の挨拶も、「本会の活動は七年目、こんなに永くやるとは思わなかった。公文書改竄や廃棄など民主主義の根幹を揺るがす事件が続発。我々の任務は重要」と。  
内田さんは先ず戦前から戦後の今日までの戦争への道程を示し、その中で「治安維持法」の制定と度重なる改正によって戦争政策は遂行された。

### 記念講演 「治安維持法と共謀罪」

内田博文さん（九州大学名誉教授）

〈報告〉 会員・林 秀治

初めは関東大震災後の混乱を収めるためと制定。その後二度の大改正によって、国体変更や私有財産否定団体（共産党）のみならず、労働組合を含む合法団体も「結社の目的遂行の為の行為」の罪で取締る。これが拡大して大日本帝国憲法で保障された自由主義や、民主主義によるサークル活動なども「非日常的な活動思想」として、取締りの対象となった。それに飽きたら「新興宗教も「国体否定」等結社として取締り、それを補強するため、密告競争を奨励した。

内田さんは当時の憲法さえも逸脱して適用を支えた法理を解説。いくつかの問題を挙げ、要するに「思想検事」の判断次第であり、裁判官はこれに追隨するだけで、例えば「妻が夫の為に家事を行い、出かける時は金銭を用意する」当時も今もごく自然なことだが、夫が共産党中央委員長であれば「その党の目的遂行の為にする行為」と罪に問われ、2年の実刑判決。他にも幾つかの事例を紹介。  
戦後、希代の悪法「治安維持法」は廃止されたが、法務大臣は「適法に制定・運用されていた。判決を見直す必要は無い」と、国会答弁。

#### 蘇った治安維持法

共謀罪法は国会での審議途中、中間報告で強行採決によって成立したが、集団的とか組織的犯罪集団の定義が曖昧で、例えば会社や同業組合の節税対策も犯罪集団となりかねない。

対象犯罪は当初予定より減ったが、残ったのは市民運動抑圧ばかりで、実行行為で検挙すると言うけれど、それは市民の日常行動。検察官の判断次第で針小棒大の事実認定がされるおそれがある。

裁判になっても、強化された検察官司法によって追



200余名の参加者が熱心に聞き入る

認判決が続いている。濫用防止システムが存在しないのが問題。

共謀罪は通信傍受やGPS捜査など、日常的な国民監視が不可欠となる。最高裁は法で定めれば良いと言う。まさに治安維持法復活です。

#### 民主主義人権の危機

監視社会は膨大な情報収集が不可欠であり、大垣警察の市民監視事件はその好例だが、市民監視は警察の正当な業務と言いつつも、これには国賠訴訟が提起されている。

安全・安心街作り条例によって国民に防犯義務が課